

枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例施行規則

平成28年7月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例(平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振りの基準)

第2条 条例第3条第2項に規定する勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、公務の運営上の事情により必要があると認めるときは、これらの規定による勤務時間の割振りを基準として、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(休日に勤務することを命ずる場合における勤務時間の割振りの変更)

第3条 管理者は、休日に勤務することを命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、前条の規定による勤務時間の割振りを臨時に変更することができる。

(休憩時間)

第4条 条例第5条第1項に規定する休憩時間は、正午から午後0時45分までを基準として置くものとする。

2 管理者は、業務遂行上やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げて与えることができる。

(宿日直勤務)

第5条 管理者は、休日の正規の勤務時間において、職員に条例第6条第1項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第6条 管理者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第7条 管理者は、条例第6条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害し

ないように考慮しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。